



# SS活動通信 4月号

年間計画	4月	未成年者飲酒・喫煙防止	7月	未成年者飲酒・喫煙防止	10月	防犯対策・特殊詐欺防止	1月	未成年者飲酒・喫煙防止
	5月	SS活動の再確認	8月	青少年健全育成	11月	地域安全対策	2月	防犯対策・特殊詐欺防止
	6月	防犯対策・万引き防止	9月	防災・災害対策	12月	防犯対策・自主防犯	3月	地域安全対策

## 徹底しましょう! 「年齢確認」

## お酒・たばここと成人向け雑誌

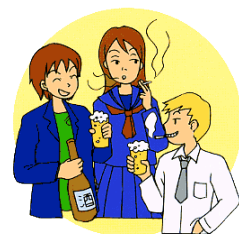


年齢確認

### 行動のポイント

**未成年者に「この店では買える」と思われないことが重要です!**

新年度がスタートします。春は花見など飲酒・喫煙しようとする未成年者が増加する季節です。成人と確認できない場合は、毅然とした態度で販売をお断りしましょう。



#### ◆年齢確認教育の徹底

**証明書による「年齢確認」**を徹底しましょう。

身の危険を感じた際は、抵抗せず、速やかに110番通報しましょう。

#### <年齢確認が出来る証明書> JFA統一ガイドライン

運転免許証、個人番号カード(マイナンバー)※マイナンバー通知カードは不可、健康保険証、年金手帳又は年金証書、パスポート、在留カード又は特別永住者証明書、各種福祉手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)、タスポカード、学生証、住民基本台帳カード(個人番号カード取得まで有効)等

※いずれもコピー不可

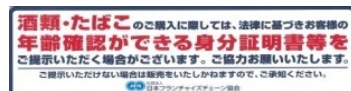
※1996年(平成8年)生まれで誕生日を迎えた方が20歳以上です。(成人向け雑誌は18歳以上です。)

#### ◆「年齢確認」告知物の掲出確認

特に「**酒類陳列場所の表示物**」は漏れの無いよう確認が必要です。



年齢確認実施中、未成年者には酒類を販売しません。



JFAではビール酒造組合「2016年春 STOP! 未成年者飲酒キャンペーン」に協力します。POPは原則「4月1日~30日(1ヶ月間)」掲示しましょう。

#### 【SS Topics】国税庁 年齢確認ポスターの掲示について

毎年4月は未成年者飲酒防止強調月間です。

**酒類販売管理者名・酒類販売管理研修受講日**を必ず記入した状態で掲示しましょう。

(強調月間終了後も、引き続き掲示するようにしましょう。)






←確認したら  
サインしましょう  
発行：2016年3月



SS広場